

# 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町輸送・交通業務実施要項

令和8年3月26日  
合同専門委員会決定

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町輸送交通基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連携調整を図るとともに、交通事業者及び関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

## 3 輸送・交通業務の一般的事項

### （1）輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

### （2）業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として公開練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

### （3）業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、計画輸送を行う。

## 4 輸送・交通の内容

### （1）輸送業務の内容

- ア 輸送計画の策定

輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関、関係団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって本町以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が本町と本町以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が本町と本町以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を宿泊地の最寄り駅の駅等から1箇所以上を設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただし、移動距離及び道路交通状況を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

コ 学校観戦の輸送

実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に町内学校に調査等を行い、競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合は必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送・交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

輸送・交通業務の実施期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、町民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者等へ協力を求める。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施について必要な事項は別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。